

(3-2)エネルギー環境関連投資促進税制(グリーン投資減税) (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

○ 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進の観点から、エネルギー基本計画及びエネルギーミックスを踏まえ、グリーン投資減税の対象設備を重点化した上で拡充・延長する。

現行制度

- 対象設備を定め、税制の適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において
 - ① 30%の特別償却を認める(平成28年3月31日まで)
(なお、風力発電設備については平成28年3月31日まで即時償却が適用可能)
 - ② 中小企業者等は特別償却及び即時償却に加え、7%の税額控除との選択が可能(平成28年3月31日まで)

改正概要 【適用期間:2年間(平成29年度末まで)】

○ 適用期限を延長し、エネルギー基本計画及びエネルギーミックスや、それと整合的な約束草案を踏まえ、対象設備の追加等

再エネの
重点化

各電源の特性に応じて
対象設備を重点化

- ① 出力の安定している木質バイオマス発電設備、地熱発電設備を新たに対象に追加。中小水力発電設備の適用期限を延長。
- ② 大規模風力発電設備の適用期限を延長。
- ③ 自家消費型の太陽光発電設備を支援。

再エネ熱
の促進

多様なエネルギー利用
に向け、再生可能エネ
ルギー熱利用の促進

- ① 木質バイオマス熱利用設備を対象に追加。
- ② 下水熱利用設備については管内設置型を支援。
- ③ その他バイオマス熱利用設備の適用期限を延長。

省エネ
の推進

火力発電の高効率化と
省エネ設備の普及

- ① 火力発電の効率化を図るためにコンバインドガスタービンの適用期限を延長。
- ② 自動車戦略等で掲げた目標台数達成に向け、電気自動車等の適用期限を延長。

※電気自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車については、特別償却のみ適用可能。23